板柳町障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定に基づき、障害者活躍推進計画の取組の実施状況について、以下の通り公表します。

評価年度	令和6年度
目標に対する達成度	①採用に関する目標（令和6年6月1日時点） 目標：計画期間終了までに法定雇用率の達成を目指す。 （参考）令和6年度法定雇用率：2．8％ 実績：実雇用率　1．77％（不足数2名）
	②　定着に関する目標 不本意な離職は生じていない。
取組内容の実施状況	①　障害者の活躍を推進する体制整備 ◯障害者雇用推進者として総務課長を選任している。 ◯障害者である職員が相談しやすい環境整備として相談窓口を人事係に設定している。
	②　障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ◯障害者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討している。 ◯障害者及び障害者雇用推進者の面談は随時行い、必要が生じた場合には業務の見直しを検討する体制を整えている。
	③　障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 ◯障害者からの相談は障害者雇用推進者や相談窓口のみならず、所属長等が随時受け付けている。また、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じている。 ◯上記措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過度な負担にならない範囲で適切に実施している。 ◯募集及び採用に当たっては、特定の障害の排除や、特定の障害に限定する等の不適切な取扱は行っていない。